

徳島市景観形成基準チェックリスト（建築物・工作物）

【新町橋からの眉山眺望】

- ・「適用」欄は、当該基準の適用の有・無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・「景観形成基準」欄は、適合するよう配慮した場合に、□内に☑印を付けてください。
- ・「※備考」欄は、記入しないでください。

	項目	適用	景観形成基準	※備考	
基本事項	共通事項	有・無	□重要な景観に関する景観形成方針（新町橋通り周辺の景観特性）に示す新町橋からの眉山への眺望に関する方針に適合するよう努める。		
		有・無	□新町橋からの眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮する。		
			具体的な配慮または工夫の内容		
建築物・工作物	高さ・規模 意匠・形態 色彩等	維持稜線	有・無	□視点場から見たときに、維持稜線を超えない高さ・規模とする。	
				具体的な配慮または工夫の内容	
	高さ・規模 意匠・形態 色彩等	山腹基準線・基準稜線	有・無	□視点場から見たときに、山腹基準線や基準稜線を超えないよう努める。ただし、基準線を超える場合は、高さ・規模、意匠・形態、色彩等に配慮し、眺望景観の保全に努める。 色調 外壁 [マンセル値:] 屋根 [マンセル値:] 使用材料 外壁 [] 屋根 []	
				具体的な配慮または工夫の内容	
景観形成のために特に配慮した事項があれば記入してください。					